

基 発 0821 第 2 号
令和 8 年 8 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行等について（個人ばく露測定等関係）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 8 年政令第 196 号。以下「整備政令」という。）が令和 8 年 6 月 17 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 7 月 29 日に、作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（令和 8 年厚生労働省告示第 292 号。以下「リスクアセスメント告示」という。）が令和 8 年 7 月 31 日に、サンプリング補助者講習規程（令和 8 年厚生労働省告示第 293 号）が令和 8 年 8 月 7 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 325 号。以下「整備告示」という。）が令和 8 年 8 月 21 日にそれぞれ公布又は告示され、いずれも令和 8 年 10 月 1 日（整備省令の規定の一部については令和 8 年 8 月 1 日又は令和 8 年 9 月 1 日、整備告示の規定の一部については令和 8 年 9 月 1 日）に施行又は適用されるところであるが、その趣旨、内容及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、関係事業者、作業環境測定機関、作業環境測定士その他関係団体に対する周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、整備省令の一部及び作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 8 年厚生労働省告示第 279 号）の趣旨、内容等については、既に令和 8 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 2 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について（個人ばく露測定等関係）」においても示していることに留意すること。

記

第1 改正の趣旨

今般、改正法により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条の3を新設し、安衛法第22条の健康障害防止措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるとき、安衛法第65条の2第1項に基づく改善措置を講じる場合であって厚生労働省令で定めるときは作業環境測定を行わなければならないとされるとともに、安衛法第57条の3第1項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとされ、これら作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）に従って行わなければならないこととされた。

また、個人ばく露測定は、労働者の身体に装着した試料採取機器を用いて呼吸域における化学物質等の濃度を把握するものであり、呼吸用保護具の選定、化学物質による健康障害防止措置の検討及びリスクアセスメントの実施における重要な判断材料となるものであることから、十分な測定精度が確保される必要があるため、作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条第3号の新設により、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行う個人ばく露測定を作業環境測定として明確に位置づけ、その測定精度の担保を図るとともに、作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならない指定作業場（作環法第2条第4号）に、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが追加された。

これらを踏まえ、整備政令により、作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号。以下「作環令」という。）第1条第2項を新設し、指定作業場に、安衛法第65条の3第1項の規定により個人ばく露測定を行う作業場、安衛法第65条の3第2項の規定により作業環境測定を行う作業場及び安衛法第65条の3第3項の規定により個人ばく露測定を行う作業場を追加した。

さらに、整備省令においては、安衛法第65条の3第1項及び第2項に係る指定作業場、安衛法第65条の3第1項及び第2項の厚生労働省令で定めるとき、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件等を規定した。

整備告示においては、既存の第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号。以下「第三管理区分告示」という。）において規定している測定における個人ばく露測定及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号。以下「金属アーク告示」という。）において規定している個人ばく露測定による溶接ヒュームの測定を測定基準に移し、個人ばく露測定に係る測定方法等の整備を行うとともに、作

業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号。以下「作環士規程」という。）において、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを実施するために作業環境測定士について修了が必要な講習の講習科目の範囲及び時間等を定める等を行うこととする。

また、近年の事業者による化学物質の自律的管理への転換に伴い、リスクアセスメント対象物に係るばく露評価の重要性が増しているため、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「濃度基準値等に係る技術上の指針」という。）に、濃度基準値が設定されている物質等について捕集方法及び分析方法を定めているところであるが、濃度基準値が定められていないリスクアセスメント対象物も多数ある。このため、濃度基準値等に係る技術上の指針に分析方法が定められていない物質についても、第一種作業環境測定士が適切な捕集方法及び分析方法を選定し、必要な分析機器及び分析能力を有する第一種作業環境測定士が分析を実施する仕組みを整備することとする。

さらに、改正法及び整備省令により、個人ばく露測定について、作業環境測定士の指定する方法により個人ばく露測定に係るサンプリングを補助する者（以下「サンプリング補助者」という。）が規定され、サンプリング補助者の資格を得るための講習（以下「サンプリング補助者講習」という。）を行う講習機関が新設されたことに伴い、講習の内容の詳細を定めるサンプリング補助者講習規程を制定する。これに伴い、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）及び個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号。以下「旧個人ばく露測定講習規程」という。）を廃止し、必要な経過措置を設ける。

このほか、整備省令による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）第6条第1項第5号ハにおいて、作環則第5条の7第1項に規定する登録大学等（以下「登録大学等」という。）を卒業した者については、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けることができることとしたことに伴い、作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法（平成21年厚生労働省告示第145号。以下「実施方法告示」という。）において、科目の範囲に個人ばく露測定に係る内容を含めることとする。

本通達は、これらの省令及び告示の規定の趣旨、内容及び運用上の留意事項を示し、個人ばく露測定制度の適正かつ統一的な運用を図ることを目的とするものである。

第2 改正の概要

I 作環則の一部改正及びサンプリング補助者講習規程関係

作環則において、都道府県労働局長（サンプリング補助者講習を行おうとする場所が2以上の都道府県労働局長の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣）の登録を受けて、サンプリング補助者講習を実施する機関に関して、登録、登録基準、実施義務、業務規定、適合命令、改善命令及び取消し等必要な規定の整備を行ったこと。

また、サンプリング補助者講習規程を新たに定め、サンプリング補助者講習の講習内容について規定したこと。

II リスクアセスメント告示関係

安衛法第65条の3第3項に規定するリスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定に係る分析について、濃度基準値等に係る技術上の指針に分析方法が定められている物質と定められていない物質とに区分し、それぞれについて分析実施者の要件を定めたこと。

III 整備告示関係

1 作環士規程の一部改正

作業環境測定士試験における試験の科目の「作業環境について行うデザイン及びサンプリング」の範囲に、「個人ばく露測定の対象となる労働者等の設定方法」を追加したこと。

また、令和6年改正省令を廃止することに伴い、旧個人ばく露測定講習規程も廃止することとなる。整備省令により、作業環境測定士に対する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する講習は、作環法第5条の講習における講習科目として行われることとなることから、作環士規程を改正し、個人ばく露測定に係る講習科目等を追加したものであること。

2 測定基準及び作業環境評価基準の一部改正

従来の測定基準は、安衛法第65条第1項に基づく作業環境測定に係る測定方法等を定めていたところであるが、改正法により安衛法第65条の3が新設され、同条第4項において、同条第1項から第3項までの規定による作業環境測定についても測定基準に基づき実施しなければならないこととされたことから、測定基準について所要の改正を行い、同条第1項の規定による個人ばく露測定、同条第2項の規定による改善措置の評価のための測定及び同条第3項の規定によるリスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定に係る基準等を新たに規定したものであること。

なお、粉じん、有機溶剤及び鉛に係る個人ばく露測定による測定方法等については、従来の第三管理区分告示における取扱いを測定基準に移行したものであるが、特定化学物質に係る測定方法等については、従来の第三管理区分告示において規定していた特定個人サンプリング法対象特化物を特定個

人サンプリング法等対象特化物とし、特定個人サンプリング法等対象特化物について個人ばく露測定を行う場合の測定方法について測定基準に移行するほか、新たに第10条の3を設け、金属アーク告示から移行した金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームの測定方法を規定したものであること。また、安衛法第65条の3第3項の規定による作業環境測定については、従来、測定基準にその測定方法に関する規定が置かれていなかったところ、第15条を新設し、リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の実施方法等に関する基準を定めたものであること。

また、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）について、その他所要の改正を行ったものであること。

3 実施方法告示の一部改正

登録大学等において実施する科目の範囲に、個人ばく露測定に係る内容を追加したものであること。

4 金属アーク告示及び第三管理区分告示の一部改正

いずれも個人ばく露測定に係る規定の削除等を行ったものであること。

5 旧個人ばく露測定講習規程の廃止

旧個人ばく露測定講習規程の廃止を行ったものであること。

6 適用日及び経過措置

(1) 整備告示は、令和8年10月1日から適用すること。ただし、5及び6の(2)から(4)については、令和8年9月1日から適用すること。

(2) 旧個人ばく露測定講習規程は令和8年9月1日に廃止することとしたが、整備省令附則第3条の規定により、令和6年改正省令附則第3条第2項の規定による登録を受けている者については、当該登録の日から起算して5年を経過する日までの間は、旧個人ばく露測定講習規程はなおその効力を有することとし、当該期間内は引き続き旧個人ばく露測定講習規程に従って講習を実施することとしたこと。（附則第2条）

(3) 改正後の作環士規程第3条の表中作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るものの項に規定する講習（以下「新個人ばく露測定講習」という。）については、施行日前においても講習の実施を可能とし、登録講習機関は、令和8年10月1日前に当該講習を実施する場合であっても、改正後の作環士規程第3条の規定の例により実施しなければならないこととしたこと。（附則第3条）

(4) 登録講習機関が、令和8年10月1日前に作業環境測定士試験に合格している者に対して、新個人ばく露測定講習を実施する場合において必要とな

る追加の講習範囲及び時間数を設けたこと。（附則第4条）

- (5) 整備告示の適用の際現に作環則第5条の2の規定に基づく登録を受けている大学等については、整備告示による改正後の実施方法告示に規定する科目の範囲に適合するために必要な準備期間を確保する観点から、令和9年2月28日までの間、整備告示による改正後の実施方法告示によらず、なお従前の例によることができることとしたこと。（附則第5条）

第3 細部事項

I サンプルング補助者講習関係（作環則第3条の5、第51条の10から第51条の25まで及び様式並びにサンプルング補助者講習規程関係）

1 登録サンプルング補助者講習機関の登録の申請（作環則第3条の5、第51条の10及び様式関係）

- (1) 作環則第3条の5の「登録」は、申請に基づき都道府県労働局長（サンプルング補助者講習を行おうとする場所が2以上の都道府県労働局長の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣）が行う登録を単位とするものであること。サンプルング補助者講習を行おうとする者は、法人又は個人であること。なお、法人の支部又は支店等については、その権限の委任が明らかとなっている場合には、登録の申請を行うことができるものであること。
- (2) 作環則様式第15号の3の登録サンプルング補助者講習機関登録申請書に記載するサンプルング補助者講習を行う予定場所は、市区町村名を記載すれば足りるものであること。
- (3) 作環則第51条の10第2項第1号において、申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為を申請書に添付することとされているが、財団法人から寄付行為が提出された場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条の規定に基づき、当該法人の定款とみなして差し支えないこと。
- (4) 作環則第51条の10第2項第4号ニの「機械器具その他の設備」は、作環則第51条の12第1項第1号イ及びロに規定するものを示し、登録の申請にあつては、これらの種類、数、性能を明らかにした書面を添付する必要があること。
- (5) 作環則第51条の10第2項第4号ニの「所有又は借入れの別」について、機械器具その他の設備を所有している場合は、その所有関係を明らかにする書類を提出すること。

また、機械器具その他の設備を借り入れている場合は、賃貸借契約の書面の写し等の添付により借入れが明らかとなっている必要があること。

2 登録基準（作環則第51条の12関係）

（1）機械器具その他の設備（作環則第51条の12第1項第1号関係）

ア 本号の「機械器具その他の設備を有し、これを用いてサンプリング補助者講習を行うものであること」とは、機械器具その他の設備を所有してサンプリング補助者講習を行うほか、機械器具その他の設備を借り上げて行うことも含む趣旨であること。ただし、借り上げている場合にあっても登録サンプリング補助者講習機関として賃貸借契約を締結している等当該機械器具その他の設備を正当に占有できることが明らかとなっている必要があること。

イ 機械器具その他の設備の内容は、別紙1のとおりであること。

（2）講習科目（作環則第51条の12第1項第2号関係）

サンプリング補助者講習の講習科目について、新たにサンプリング補助者講習規程を定めたものであること。作環則第51条の12第1項第2号イからニについては学科講習を行い、同号ホについては実技講習を行うものであること。

（3）講師（作環則第51条の12第1項第3号関係）

ア 講師は、講習の実施に支障がないと認められる場合は、2以上の科目の講習又は他の業務を兼ねても差し支えないこと。

イ 作環則第51条の12第1項第3号の表の「条件」の欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者は、登録サンプリング補助者講習機関が雇用する者以外の者については、委託契約等により公正な講習の実施が確保されていることが明らかとなっている必要があること。

ウ 作環則第51条の12第1項第3号の表の「条件」の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、別紙2に掲げる者が含まれること。

（4）サンプリング補助者講習の業務を管理する者（作環則第51条の12第1項第4号関係）

本号の「サンプリング補助者講習の業務」とは、例えば以下に掲げる業務をいうこと。

ア サンプリング補助者講習に関する実施計画の策定

イ サンプリング補助者講習の講師の選定

ウ 使用する機械器具その他の設備の整備

エ サンプリング補助者講習の科目及び時間の確認並びに実施状況の把握

オ 修了試験の作成、修了試験の可否の判定及び修了者の決定

カ 関係帳簿の作成

キ 修了証の再交付及び書替えの業務

ク 関係者からの照会及び苦情処理

ケ その他のサンプリング補助者講習に関する重要な業務

また、同号の「サンプリング補助者講習の業務を管理する者」（以下「実施管理者」という。）は、作環則第51条の12第1項第1号から第3号までの業務の管理に係る職務権限を有し、かつ、当該管理の業務を直接行うものであること。なお、実施管理者が当該管理を確実にを行うためには、安衛法、作環法及び関係法令等を十分理解している必要があること。

3 実施義務等（作環則第51条の14関係）

- (1) 作環則第51条の14第1項柱書のサンプリング補助者講習の実施に関する計画を作成できない「正当な理由がある場合」とは、作環則第51条の17の規定に基づき講習の業務を休止している場合、受講申込みの見込み者数が著しく少ないため、当該事業年度にサンプリング補助者講習を行うことが困難な場合などがあること。
- (2) 作環則第51条の14第1項柱書の「公正」とは、特定の者を不当に差別的に取り扱わないことであること。公正でない行為の具体例としては、登録サンプリング補助者講習機関が受講対象者を不当に制限していること、特定の取引関係のある受講者に対して受講料に差を設けること、受講者によって修了試験の結果に異なる判定基準を適用すること等があること。
- (3) 作環則第51条の14第1項第1号の「実施時期」は、サンプリング補助者講習の実施予定月及び日数を明らかにしたものであること。
「実施場所」は、実施予定の市区町村又は複数の市区町村を総称した地域名を明らかにしたものであること。
- (4) 同項第2号の「サンプリング補助者講習の講師の氏名」は、講師の氏名に加え、当該講師の担当科目が明らかになっているものであること。

4 業務規程（作環則第51条の16関係）

登録サンプリング補助者講習機関は、作環則第51条の16第1項各号の事項に応じ、それぞれ次の項目について定める必要があること。

- (1) サンプリング補助者講習の実施方法（第1号関係）
 - ア サンプリング補助者講習の方法（1回当たりの受講者定員（学科及び実技）、講習時間、教材等）
 - イ 修了試験（試験時間、試験方法、出題方法、合格基準等）
- (2) サンプリング補助者講習に関する料金（第2号関係）
 - ア 講習料の額
 - イ 修了証の再交付の手続料の額
- (3) 料金の収納方法（第3号関係）
 - ア 講習料の収納方法
 - イ 修了証の再交付の手続料の収納方法

- (4) 講師の選任等（第4号関係）
 - ア サンプリング補助者講習の講師の資格
 - イ 講師の任命手続
 - ウ 講師の解任基準
- (5) サンプリング補助者講習の科目及び時間（第5号関係）
 - ア サンプリング補助者講習の科目及び講習時間の基準
 - イ サンプリング補助者講習の時間割（1日当たりの講習時間、時間割、修了までに要する日数等）
- (6) 修了証の発行（第6号関係）
 - 修了証の発行手続（再交付の場合を含む。）
- (7) 帳簿及び書類の保存（第7号関係）
 - ア 帳簿の様式
 - イ 帳簿、実施計画書、財務諸表等、申込書、講師に関する書類、修了試験問題、修了試験回答用紙等の保存年限
- (8) サンプリング補助者講習の実施に関する計画の作成の方法等（第8号関係）
 - ア 計画の作成時期
 - イ 計画の内容
 - ウ 計画の公表方法
 - エ 計画の変更に関する事項
- (9) 財務諸表等の謄本等の請求に係る費用（第9号関係）
 - ア 財務諸表等の謄本等の請求費用の額
 - イ その費用の収納方法
- (10) サンプリング補助者講習の業務に関し必要な事項（第10号関係）
 - 内部監査に関する事項

5 業務の休廃止等の届出（作環則第51条の17関係）

登録サンプリング補助者講習機関は、作環則第51条の17の規定に基づき業務の休止をしている場合であっても、登録の更新の手続は必要であること。

6 財務諸表等の備置き及び閲覧等（作環則第51条の18関係）

- (1) 作環則第51条の18第1項の財務諸表等のうち財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書は、登録サンプリング補助者講習機関が法人であって、サンプリング補助者講習以外の事業を行っている場合には、当該事業も含めた法人全体の財務の状況を、登録サンプリング補助者講習機関が個人であって、サンプリング補助者講習以外の事業を行っている場合には、当該事業も含めた個人全体の財務の状況を明らかにしたものである必要があること。

また、サンプリング補助者講習の業務に係る会計は、他の業務に係る会計とは区分されていることが必要であること。

- (2) 作環則第51条の18第1項の財務諸表等のうち事業報告書は、サンプリング補助者講習の事業の内容が明らかになっているもので足りるものであり、次の事項が記載されていなければならないこと。

ア 実施場所ごとの実施回数（実施場所については、市区町村名で足りること。）

イ 受講者数

ウ 修了証交付数

なお、当該事業期間内に、担当役員、実施管理者及びサンプリング補助者講習の講師が新たに選任された場合には、その氏名、略歴、担当科目等について付記されたものとする。

- (3) 作環則第51条の18第2項は、受講希望者その他の利害関係人（以下「受講希望者等」という。）が登録サンプリング補助者講習機関を選択する際には、その経理状況及び事業の状況を自らの責任で判断する必要があることから、その判断に不可欠な財務諸表等の備置きを登録サンプリング補助者講習機関に義務付け、受講希望者等はその閲覧等を請求できることとしたものであること。

- (4) 作環則第51条の18第2項の「その他の利害関係人」とは、受講希望者の所属する事業者等が含まれること。

- (5) 作環則第51条の18第1項の財務諸表等については、登録後の毎事業年度において作成し、閲覧等に供するものであり、登録初年度の財務諸表等の備置き等は義務付けられていないが、(3)の趣旨からも、登録初年度においても財務諸表等のうち財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書を作成し、財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求、前述の書面の謄本又は抄本の請求及び財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求等、本条の規定を措置できるようにすることが望ましいこと。

7 改善命令（作環則第51条の20関係）

作環則第51条の20に規定する「サンプリング補助者講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置」には、受講者に対し講習の結果が無効であることを通知すること、再講習を実施することを含むものであること。

8 講習の実施方法（サンプリング補助者講習規程関係）

(1) 1回の講習の対象人員

ア サンプルング補助者講習規程第1条第1項の表に掲げる科目の講習の対象人員は、1回当たり、50人以内とすること。

イ サンプルング補助者講習規程第1条第2項に掲げる科目の講習の対象人員は、1回当たり原則として別紙1に掲げる機械器具その他の設備の備付け数の合計数に10を乗じて定まる数以内の人数とし、その最高限度を50人とすること。

(2) 具体的な講習の実施方法

サンプルング補助者講習の講習科目の範囲及び時間は、サンプルング補助者講習規程第1条の規定によること。

なお、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等により当該講習を実施する場合には、適切な方法で実施すること。

(3) 修了試験

ア サンプルング補助者講習規程第2条の修了試験は、学科試験及び実技試験により実施するものとし、当該修了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものであること。

イ 修了試験は、講習の効果を把握するためのものとし、講習の内容を十分理解しているか否かの判定ができる程度のものであること。

ウ 学科試験は、筆記試験により行うことを原則とし、口述試験は、受験者が文字を書くことが困難である場合等筆記試験によることができない場合に行うものとする。

エ 学科試験は、次によること。

(ア) 学科試験の時間は、学科試験の全科目を通じ、筆記試験にあつては1時間、口述試験にあつては一人当たり20分とすること。

(イ) 筆記試験は択一式又は記入式により実施すること。

オ 実技試験は、別紙3に示す方法により行うこと。

(4) 講習修了者の決定等

ア 修了試験は、学科試験及び実技試験のそれぞれについて合否を判定し、両方の試験に合格した者を合格とすること。合否の判定は次によること。

(ア) 学科試験については、満点を100点とし、70点以上の者を合格者とする。

(イ) 実技試験については、試験問題の7割以上正答した者を合格者とする。

イ 学科試験の各科目の配点は、次のとおりとすること。

- ・ 化学物質管理概論 20点
- ・ 個人ばく露測定概論 20点

- ・ サンプルングに関する知識 50点
- ・ 労働衛生関係法令 10点

Ⅱ リスクアセスメント告示関係

1 本告示は、濃度基準値が設定されている物質等については、濃度基準値等に係る技術上の指針において捕集方法及び分析方法を定めているところであるが、濃度基準値等に係る技術上の指針に分析方法が定められていない物質についても、第一種作業環境測定士が適切な捕集方法及び分析方法を選定し、必要な分析機器及び分析能力を有する第一種作業環境測定士が分析を実施することを規定した趣旨であること。

2 リスクアセスメント告示第1項第1号関係

(1) 本号は濃度基準値等に係る技術上の指針において分析方法が定められている物質について、濃度基準値等に係る技術上の指針において分析方法が定められている物質について分析を行う場合は、当該分析に応じた登録を受けている第一種作業環境測定士が分析を実施することにより、分析精度を担保しようとする趣旨であること。

(2) 本号中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十八条第一項の技術上の指針のうち厚生労働省労働基準局長が定めるもの」とは、測定基準第15条に規定する「労働安全衛生法第二十八条第一項の技術上の指針のうち厚生労働省労働基準局長が定めるもの」と同じく、濃度基準値等に係る技術上の指針をいうものであること。

(3) 第一種作業環境測定士が登録を受けている作環則別表に掲げる作業場に対応した作環士規程第3条の表の作環則別表第1号から第5号までの作業場に係る作業環境について行う分析の実務の項の中欄にそれぞれ掲げられている分析方法と、濃度基準値等に係る技術上の指針に定める分析方法を照らして、濃度基準値等に係る技術上の指針に定める分析方法が含まれている作業場について登録を受けている第一種作業環境測定士が分析を実施することができること。例えば、濃度基準値等に係る技術上の指針において、高速液体クロマトグラフ分析方法が定められている場合は、高速液体クロマトグラフ分析方法に係る知識及び技術を有する作環則別表第3号（特定化学物質）の作業場について登録を受けている第一種作業環境測定士が分析を実施できること。

なお、作環士規程第3条の表中規則第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項に規定する高速液体クロマトグラフ分析方法には、イオンクロマトグラフ分析方法が包含されることから、作環則別表第3号の作業場について登録を受けている第一種作業環境測定士は、イオンクロマトグラフ分析方法による分析を行うことができること。同様に、作環士規程第3条の表中規則第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務

の項に規定する誘導結合プラズマ質量分析方法には、誘導結合プラズマ発光分光分析方法が包含されることから、作環則別表第4号の作業場について登録を受けている第一種作業環境測定士が分析を行うことができること。

3 リスクアセスメント告示第1項第2号関係

- (1) 本号は、濃度基準値等に係る技術上の指針に分析方法が定められていない物質に係る分析者の要件を定めたものであること。本号イについては、当該物質について第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、原子吸光分光分析方法やガスクロマトグラフ分析方法等、作環士規程第3条第1項の表規則別表第1号から第5号までの作業場の作業環境について行う分析の実務の項の中欄にそれぞれ掲げられている分析方法に含まれる場合は、当該分析方法が含まれる作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士であることを要件とすることを定めたものであること。また、同号ロについては、第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、濃度基準値等に係る技術上の指針に定められておらず、かつ、作環士規程第3条の表の作環則別表第1号から第5号までの作業場に係る作業環境について行う分析の実務の項の中欄にそれぞれ掲げられている分析方法にも対応する分析方法が存在しない場合の分析者の要件を定めているものであること。
- (2) 本号イの「適切に選定した分析方法」とは、第一種作業環境測定士が、測定対象物質の性状、揮発性、試料採取方法、定量下限及び分析精度等を踏まえて選定した分析方法をいうこと。また、本号ロの「適切に分析できる能力」とは、単に当該分析に必要な機器を有していることを意味するものではなく、測定対象物質の性状、揮発性、試料採取方法、定量下限及び分析精度に関する知識に加え、分析機器の取扱経験、類似物質に係る分析実績その他当該分析方法を適切に実施するために必要な専門的知見を踏まえ、自ら測定を実施できる能力を有することをいうものであること。

III 整備告示関係

1 作環士規程及び実施方法告示関係

- (1) 改正法により、個人ばく露測定を作業環境測定として位置付けたことに伴い、作環法に基づく登録講習機関が個人ばく露測定に係る講習を実施することとし、その講習科目、範囲及び修了試験等について作環士規程において定めることとしたこと。これに伴い、令和6年改正省令及び個人ばく露測定講習規程を廃止することとしたこと。

また、令和6年改正省令による改正後の有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の4第1項第2号等に定められていた都道

府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習については、令和6年改正省令の廃止に伴い、整備省令により作環則に新設されるサンプリング補助者講習に引き継がれることとし、新たに定めるサンプリング補助者講習規程においてその実施方法等を規定することとしたものであること。

- (2) 作業環境測定士試験の科目である「作業環境について行うデザイン及びサンプリング」の範囲に追加した「個人ばく露測定の対象となる労働者等の設定方法」の「等」には、個人ばく露測定の対象となる労働者への試料採取時間が含まれること。（作環士規程第2条関係）
- (3) 新個人ばく露測定講習の「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」の科目の範囲において定めた「作業環境測定の目的」は、作業環境測定のうち個人ばく露測定の目的について扱う趣旨であること。また、新個人ばく露測定講習は作環則第5条の登録講習の科目の一つであることから、登録の申請及び講習の実施等に当たっては、作環士規程のほか、昭和51年6月17日付け基発第461号「作業環境測定士講習について」（昭和56年6月9日付け基発第342号、平成16年3月19日付け基発第0319009号、令和2年1月27日付け基発0127第12号等により一部改正。以下「講習通達」という。）等の関係通達で示している登録講習機関の登録等や講習の実施等に関する規定といった作業環境測定法第5条第1号に規定する登録講習機関が行う講習の規定に基づき行うこと。（作環士規程第3条関係）
- (4) 令和8年10月1日以降に登録大学等を卒業する者については、当該登録大学等において令和8年10月1日以降に開設される該当科目を修了することにより、新個人ばく露測定講習の修了を要せず、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けることができることとなるため、実施方法告示を改正し、該当科目に個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに必要な知識及び技能に関する内容を追加したこと。具体的には、「個人ばく露測定の対象となる労働者及び試料採取時間の設定方法」に関する講義及び「個人ばく露測定の対象となる労働者の設定」に関する演習を追加したこと。（実施方法告示関係）

2 測定基準、金属アーク告示及び第三管理区分告示関係

- (1) 改正前の測定基準第2条、第10条、第11条及び第13条において、安衛法第65条第1項に基づく粉じん、特定化学物質、鉛及び有機溶剤等の濃度測定に係る測定の基準を規定していたところ、これに加えて、改正法により新設した安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定による作業環境測定についても測定基準に従って行わなければならないこととしたこと

から、これらの作業環境測定に係る測定の基準を新たに設けたものである。このうち、第65条の3第2項の規定に基づく作業環境測定に係る測定の基準は、既存の安衛法第65条第1項に基づく粉じん、特定化学物質、鉛及び有機溶剤等の濃度測定に係る測定と同様の測定であることから、同様の測定基準を設けることとし、測定基準第2条、第10条、第11条及び第13条をそれぞれ改正し、第65条の3第2項の規定に基づく作業環境測定を追加することとしたものであること。（測定基準第2条、第10条、第11条及び第13条関係）

- (2) 安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定については、整備省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第42条の5第1号及び第2号において、粉じん、特定化学物質、鉛及び有機溶剤等を取り扱う作業場のうち作業環境専門家が改善困難と判断した場合に、有効な呼吸用保護具を選定し、労働者に当該有効な呼吸用保護具を使用させるために実施する作業環境測定及び労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることとした後に6月以内ごとに1回、定期に実施する作業環境測定について、個人ばく露測定により実施する場合の測定の基準を、測定基準第2条の2、第10条の2、第11条の2及び第14条に規定することとしたものであること。これらの規定については、改正前の第三管理区分告示第10条第2項、第7条第2項、第4条第2項及び第1条第2項において規定されていた内容と同様であり、今般の改正により、第三管理区分告示における当該規定は削除したこと。

なお、測定基準第2条の2第2項第2号の「厚生労働省労働基準局長が示す数値」の具体的な内容は、平成2年7月17日付け基発第462号「相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数及び妨害物質がある場合における検知管方式による測定の具体的方法について」に示すものであること。（測定基準第2条の2、第10条の2、第11条の2及び第14条並びに第三管理区分告示第10条第2項、第7条第2項、第1条第2項及び第4条第2項関係）

- (3) 安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定のうち、個人サンプリング法において用いられる方法による作業環境測定の測定基準は、改正後の第三管理区分告示にて引き続き示すこととしたものであること。（第三管理区分告示第1条、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第11条関係）
- (4) 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行うことが義務付けられているのは、粉じん則第26条第2項の規定に基づく作業環境測定を実施するときのみであることを明確化したこと。（測定基準第2条の3関係）
- (5) 特化則第38条の21第2項又は第4項に規定する溶接ヒュームの濃度測定については、整備省令による改正後の安衛則第42条の5第3号の規定によ

り、安衛法第65条の3第1項の作業環境測定に含まれることとなったことから、測定基準において新たに測定方法等を規定したこと。なお、改正前の金属アーク告示第1条において規定されていた内容と同様であり、今般の改正により、金属アーク告示第1条は削除したこと。（測定基準第10条の3及び金属アーク告示第1条関係）

（6）測定基準第15条は、安衛法第65条の3第3項の規定により、安衛法第57条の3第1項の規定による調査のための作業環境測定を個人ばく露測定により行うこととした場合の測定の基準を示したものであること。なお、屋外作業場における個人ばく露測定は、風向、風速等の環境条件により測定値の変動が大きく、測定結果の信頼性を確保することが困難であることから、測定基準第15条の規定が適用されるのは屋内作業場において行う個人ばく露測定に限られることを明確に規定したものであること。（測定基準第15条第1項及び第2項関係）

（7）測定基準第15条第1項第1号から第4号まで及び第2項中「適切な」又は「適切に」とは、リスクアセスメント対象物の性質、作業内容、ばく露の状況、労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）における濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）の設定の有無等を踏まえ、次のとおり選定又は実施されることをいうものであること。

濃度基準値が設定されている物質については、濃度基準値等に係る技術上の指針の3「確認測定の対象者の選定及び実施時期」及び4「確認測定における試料採取方法及び分析方法」に定める考え方及び手法によること。

濃度基準値が設定されていない物質については、濃度基準値等に係る技術上の指針に示された確認測定の対象者の選定、試料採取及び分析に関する考え方及び手法を参考としつつ、当該リスクアセスメント対象物の性質に応じて選定又は実施すること。（測定基準第15条第1項及び第2項関係）

（8）「労働安全衛生法第28条第1項の技術上の指針のうち厚生労働省労働基準局長が定めるもの」は、濃度基準値等に係る技術上の指針のことをいうものであること。（測定基準第15条第2項関係）

3 附則関係

令和8年10月1日前の作業環境測定士試験の試験範囲には、個人ばく露測定に係る法令が含まれていないことから、当該試験に合格した者については、個人ばく露測定に係る法令に関する知識を習得させるため、新個人ばく露測定講習を受講する時に、個人ばく露測定に係る関係法令及び関係告示（1時間）を追加で受講させることとする趣旨であること。（附則第4条）

IV 関係通達の改正関係

作環土規程の改正による新個人ばく露測定に係る講習科目の実施に当たっては、講習通達を別途改正する。

別紙 1

機械器具その他の設備の内容について

試料採取機器※	① 測定基準第1条第1号に規定する液体捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。） ② 同条第2号に規定する固体捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。） ③ 同条第3号に規定する直接捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。） ④ 同条第5号に規定するろ過捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。）
分粒装置※	測定基準第2条第2項に規定する特性を有するもの

※ 労働者の身体に装着することができるものに限る。

別紙 2

「同等以上の知識経験を有する者」について

	講師の条件関係
サンプリング補助者講習 (作環則第 51 条の 12 関係)	作環則第 51 条の 12 第 1 項第 3 号の表各項の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 1 公益社団法人日本作業環境測定協会が認定するオキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の認証を受けている外国にある機関が認定するオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト等の資格を有する者 2 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者

別紙 3

実技試験の実施方法

	実施方法
サンプリング補助者講習 (作環則第 51 条の 12 関係)	○ 指定した試料採取機器※を実際に使用する状態に連結させる。

※ 労働者の身体に装着することができるものに限る。

○厚生労働省告示第三百二十五号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和八年八月二十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（作業環境測定士規程の一部改正）

第一条 作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正前

(作業環境測定基準の一部改正)

第二条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(粉じんの濃度等の測定) 第二条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)<u>第二十一条第一号の屋内作業場における粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。)</u>第二十六条第一項の規定による空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定及び労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)<u>第四十二条の六に規定するとき(粉じん則第二十六条の三第二項又は第二十六条の三の二第三項に規定するときに限る。)</u>における粉じん則第二十六条の三第二項又は第二十六条の三の二第三項の規定による当該濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 四 (略) 2 (略) 3 粉じん則第二十六条第三項の場合においては、<u>第一項第四号の規定にかかわらず、同条第一項の規定による粉じんの濃度の測定は、相対濃度指示方法によることができる。</u>この場合において、質量濃度変換係数は、<u>同条第三項の測定機器を用いて当該単位作業場所について求めた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を使用しなければならない。</u> 4 (略) 第二条の二 安衛則第四十二条の五第一号又は第二号に定めるとき(粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書又は第五項柱書に規定する場合に限る。)<u>における粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定(同条第四項第一号イ</u>	(粉じんの濃度等の測定) 第二条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)<u>第二十一条第一号の屋内作業場における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。</u> 一 四 (略) 2 (略) 3 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二十六条第三項の場合においては、<u>第一項第四号の規定にかかわらず、当該粉じんの濃度の測定は、相対濃度指示方法によることができる。</u>この場合において、質量濃度変換係数は、<u>同条第三項の測定機器を用いて当該単位作業場所について求めた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を使用しなければならない。</u> 4 (略) (新設)

に掲げる方法による測定に限る。）は、次に定めるところによらなければならない。

一 試料空氣の採取は、粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書の第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の粉じんの濃度を測定するために最も適切な部位に装着すること。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される粉じんの量がほぼ均一であると見込まれるものごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空氣の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空氣の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

2 前項の測定は、次のいずれかの方法によらなければならない。ただし、第二号に掲げる方法による場合においては、粉じん則第二十六条第三項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期に較正された測定機器を使用しなければならない。

一 第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法

二 相対濃度指示方法（一以上の試料空氣の採取において前号に掲げる方法を同時に行うことによつて得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。）

第二条の三 令第二十一条第一号の屋内作業場における粉じん則第二十六条第二項の規定による空氣中の土石、岩石又は鉱物の粉じ

第二条の二 令第二十一条第一号の屋内作業場における空氣中の土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エ

ん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

(気温、湿度等の測定)

第三条 令第二十一条第二号の屋内作業場（安衛則第五百八十七条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における気温、湿度及びふく射熱の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・三 (略)

(騒音の測定)

第四条 令第二十一条第三号の屋内作業場（安衛則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・五 (略)

(坑内の作業場における測定)

第五条 令第二十一条第四号の坑内の作業場（安衛則第五百八十九条各号に掲げる坑内の作業場に限る。）における炭酸ガス濃度及び気温の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く

。ックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

(気温、湿度等の測定)

第三条 令第二十一条第二号の屋内作業場（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百八十七条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における気温、湿度及びふく射熱の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・三 (略)

(騒音の測定)

第四条 令第二十一条第三号の屋内作業場（労働安全衛生規則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・五 (略)

(坑内の作業場における測定)

第五条 令第二十一条第四号の坑内の作業場（労働安全衛生規則第五百八十九条各号に掲げる坑内の作業場に限る。）における炭酸ガス濃度及び気温の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取

。)における特化則第三十六条第一項の規定による空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物(同号34の2に掲げる物を除く。)の濃度の測定及び安衛則第四十二条の六に規定するとき(特化則第三十六条の三第二項又は第三十六条の三の二第三項に規定するときに限る。)における特化則第三十六条の三第二項又は第三十六条の三の二第三項の規定による当該濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物又は令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3若しくは33の2(前項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに掲げる物のいずれかを主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)について、特化則第三十六条の二第二項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、特化則第三十六条第一項の規定による特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 9 (略)

第十条の二 第二条の二第一項の規定は、安衛則第四十二条の五第一号又は第二号に定めるとき(特化則第三十六条の三の二第四項

り扱う屋内作業場を除く。)における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物(同号34の2に掲げる物を除く。)の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物又は令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3若しくは33の2(前項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに掲げる物のいずれかを主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)について、特化則第三十六条の二第二項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 9 (略)

(新設)

柱書又は第五項柱書に規定する場合に限る。）における特化則第三十六條の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空気中の令別表第三第一号3若しくは6又は同表第二号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物（以下この条において「特定個人サンプリング法等対象特化物」という。）の濃度の測定（同条第四項第一号イに掲げる方法による測定に限る。次項において同じ。）について準用する。この場合において、第二條の二第一項柱書中「粉じん則第二十六條の三の二第四項柱書又は第五項柱書」とあるのは「特化則第三十六條の三の二第四項柱書又は第五項柱書」と、同条第二十六條の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空気中の土石、岩石、鋳物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定（同条第四項第一号イに掲げる方法による測定に限る。）とあるのは「特化則第三十六條の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空気中の第十條の二第一項の特定個人サンプリング法等対象特化物の濃度の測定（特化則第三十六條の三の二第四項第一号イに掲げる方法による測定に限る。）」と、同項第一号中「粉じん則第二十六條の三の二第四項柱書」とあるのは「特化則第三十六條の三の二第四項柱書」と、同号及び同項第二号中「粉じんの」とあるのは「特定個人サンプリング法等対象特化物の」と読み替えるものとする。

2 特定個人サンプリング法等対象特化物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

（溶接ヒュームの濃度の測定）

第十條の三 第二條の二第一項の規定は、安衛則第四十二條の五第

（新設）

三号に定めるときにおける特化則第三十八条の二十一第二項又は第四項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定について準用する。この場合において、第二条の二第一項柱書中「第一号又は第二号に定めるとき（粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書又は第五項柱書に規定する場合に限る。）」とあるのは「第三号に定めるとき」と、「粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定（同条第四項第一号イに掲げる方法による測定に限る。）」とあるのは「特化則第三十八条の二十一第二項又は第四項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定」と、同項第一号中「粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書の第三管理区分に区分された場所において作業」とあるのは「特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業」と、同号及び同項第二号中「粉じんの」とあるのは「溶接ヒュームの」と読み替えるものとする。

2 前項の測定は、次に掲げる方法によらなければならない。

- 一 第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法
- 二 吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法

（石綿の濃度の測定）

第十条の四 （略）

（鉛の濃度の測定）

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条第一項の規定による空気中の鉛の濃度の測定及び安衛則第四十二条の六に規定するとき（鉛則第五十二条の三第二項又は第五十二条の三の二第三項に規定するときに限る。）における鉛則第五十二条の三第二項又は第五十二条の三の二第三項の規定

（石綿の濃度の測定）

第十条の二 （略）

（鉛の濃度の測定）

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

による当該濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2・3 (略)

第十一条の二 第二条の二第一項の規定は、安衛則第四十二条の五第一号又は第二号に定めるとき（鉛則第五十二条の三の二第四項柱書又は第五項柱書に規定する場合に限る。）における鉛則第五十二条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空气中の鉛の濃度の測定（同条第四項第一号に掲げる方法による測定に限る。）について準用する。この場合において、第二条の二第一項柱書中「粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書又は第五項柱書」とあるのは「鉛則第五十二条の三の二第四項柱書又は第五項柱書」と、
「粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空气中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「鉛則第五十二条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空气中の鉛」と、
同項第一号中「粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書」とあるのは「鉛則第五十二条の三の二第四項柱書」と、同号及び同項第二号中「粉じんの」とあるのは「鉛の」と読み替えるものとする。

2 前項の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

（有機溶剤等の濃度の測定）

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場（同条第七号の作業場（特化則第三十六条の五の作業場に限る。）を含む。）における有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下

2・3 (略)

（新設）

（有機溶剤等の濃度の測定）

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場（同条第七号の作業場（特化則第三十六条の五の作業場に限る。）を含む。）における空气中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機

「有機則」という。）第二十八条第二項の規定による空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあっては、特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下この条及び次条において「特別有機溶剤」という。）を含む。）の濃度の測定及び安衛則第四十二条の六に規定するとき（有機則第二十八条の三第二項又は第二十八条の三の二第三項（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）に規定するときに限る。）における有機則第二十八条の三第二項又は第二十八条の三の二第三項（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による当該濃度の測定は、別表第二（特別有機溶剤にあっては、別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2
(略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物（特別有機溶剤（令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3又は33の2に掲げる物にあっては、前項各号又は第十条第二項第五号、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において同じ。）を含む、令別表第六の二第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号及び第四十七号に掲げる物にあっては、前項各号又は第十条第二項第五号、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において「有機溶剤」という。）について有機則第二十八条の二第一項（特化則第三十六条の五において準用す

溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下この条において「規則」という。）第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあっては、特化則第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下この条において「特別有機溶剤」という。）を含む。）の濃度の測定は、別表第二（特別有機溶剤にあっては、別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2
(略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物（特別有機溶剤（令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3又は33の2に掲げる物にあっては、前項各号又は第十条第二項第五号、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において同じ。）を含む、令別表第六の二第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号及び第四十七号に掲げる物にあっては、前項各号又は第十条第二項第五号、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において「有機溶剤」という。）について有機則第二十八条の二第一項（特化則第三十六条の五において準用す

る場合を含む。）の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、有機則第二十八条第二項の規定による有機溶剤の濃度の測定（特別有機溶剤にあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。）は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法（特別有機溶剤にあつては、第十条第一項に掲げる方法）を同時に行うものとする。

4
5
6 （略）

第十四条 第二条の二第一項の規定は、安衛則第四十二条の五第一号又は第二号に定めるとき（有機則第二十八条の三の二第四項柱書又は第五項柱書（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）に規定する場合に限る。）における有機則第二十八条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による空气中の有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）の濃度の測定（有機則第二十八条の三の二第四項第一号イに掲げる方法による測定に限る。）について準用する。この場合において、第二条の二第一項柱書中「粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書又は第五項柱書」とあるのは「有機則第二十八条の三の二第四項柱書又は第五項柱書（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）と、「粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空气中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「有機則第二十八条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号（特化則第三十六条の五において準用す

る場合を含む。）の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定（特別有機溶剤にあつては、特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定に基づき行うものに限る。）は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法（特別有機溶剤にあつては、第十条第一項に掲げる方法）を同時に行うものとする。

4
5
6 （略）

（新設）

る場合を含む。）の規定による空气中の有機溶剤（特化則第三十六條の五において準用する有機則第二十八條の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。以下この項において同じ。）と、同項第一号中「粉じん則第二十六條の三の二第四項柱書」とあるのは「有機則第二十八條の三の二第四項柱書」と、同号及び同項第二号中「粉じんの」とあるのは「有機溶剤の」と読み替えるものとする。

2 前項の測定は、別表第二（特別有機溶剤にあつては、別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

（リスクアセスメント対象物の濃度の測定）

第十五条 労働安全衛生法第六十五條の三第三項に規定する作業環境測定（空气中の安衛則第十二條の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物（以下この条において「リスクアセスメント対象物」という。）の濃度の測定（屋内作業場において行うものに限る。）をいう。）は、次に定めるところによらなければならない。

一 試料空氣の採取は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空气中のリスクアセスメント対象物の濃度を測定するために最も適切な部位に装着すること。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露されるリスクアセスメント対象物の量がほぼ均一であると見込まれるものの内容、当該リスクアセスメント対象物について労働安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規

（新設）

定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）において濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）が定められているか否かの別（濃度基準値が定められている場合にあつては、当該濃度基準値の種類）等に応じて適切に選定した適切な数の労働者に対して行うこと。 三 試料空氣の採取の時間及び回数については、当該採取を行う作業日ごとに、作業環境、当該リスクアセスメント対象物について濃度基準値が定められているか否かの別（濃度基準値が定められている場合にあつては、当該濃度基準値の種類）等に応じた、労働者が第一号の作業に従事する時間のうち適切な時間及び適切な回数とすること。 四 測定頻度については、測定された濃度等に応じ、適切な頻度とすること。	2 前項の測定は、リスクアセスメント対象物のうち、労働安全衛生法第二十八条第一項の技術上の指針のうち厚生労働省労働基準局長が定めるもの（以下この項において「技術上の指針」という。）において試料採取方法及び分析方法が定められているものについては、技術上の指針において定める試料採取方法、分析方法その他必要な事項によらなければならない、それ以外のものについては、当該リスクアセスメント対象物の性質に応じた適切な試料採取方法及び分析方法によらなければならない。 別表第一（第十条、第十条の二関係） （表略） 別表第二（第十三条、第十四条関係） （表略）
	別表第一（第十条関係） （表略） 別表第二（第十三条関係） （表略）

(作業環境評価基準の一部改正)

第三条 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(測定結果の評価) 第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。 一 A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の四第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行つた場合 (表略) 二 A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の四第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行つた場合 (表略) 2 3 4 (略) 第四条 前二条の規定は、C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。）及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。）について準用する。この場合において、第二条第一項第一	(測定結果の評価) 第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。 一 A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行つた場合 (表略) 二 A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行つた場合 (表略) 2 3 4 (略) 第四条 前二条の規定は、C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。）及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。）について準用する。この場合において、第二条第一項第一

号中「A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の四第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の四第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」と、「B測定の測定値」とあるのは「D測定の測定値」と、「（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」とあるのは「（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「測定点がある単位作業場所」とあるのは「測定値がある単位作業場所」と、同条第二項から第四項までの規定中「測定点における測定値」とあるのは「測定値」と、同条第四項中「測定点ごとに」とあるのは「測定値ごとに」と、前条中「 $\log EA_1$ 」とあるのは「 $\log EC_1$

」と、「 $\log EA_2$ 」とあるのは「 $\log EC_2$ 」と、「 A_1 」とあるのは「 C_1 」と、「 A_2 」とあるのは「 C_2 」と、「A測定の測定値」とあるのは「C測定の測定値」と、それぞれ読み替えるものとする。

とあるのは「C測定の測定値」と、それぞれ読み替えるものとする。

号中「A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定（作業環境測定基準第十一条第三項及び第十三条第五項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）」と、「B測定の測定値」とあるのは「D測定の測定値」と、「（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」とあるのは「（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「測定点がある単位作業場所」とあるのは「測定値がある単位作業場所」と、同条第二項から第四項までの規定中「測定点における測定値」とあるのは「測定値」と、同条第四項中「測定点ごとに」とあるのは「測定値ごとに」と、前条中「 $\log EA_1$ 」とあるのは「 $\log EC_1$

」と、「 $\log EA_2$ 」とあるのは「 $\log EC_2$ 」と、「 A_1 」とあるのは「 C_1 」と、「 A_2 」とあるのは「 C_2 」と、「A測定の測定値」とあるのは「C測定の測定値」と、それぞれ読み替えるものとする。

とあるのは「C測定の測定値」と、それぞれ読み替えるものとする。

[

（作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法の一部改正）

第四条 作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前				
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の五第一項第一号に規定する該当科目（以下単に「該当科目」という。）は、次に掲げるところにより行われるものであること。 一 該当科目が次の表の第一欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について同表の第三欄に掲げる履修方法により同表の第四欄に掲げる時間以上行われるものであること。					作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の五第一項第一号に規定する該当科目（以下単に「該当科目」という。）は、次に掲げるところにより行われるものであること。 一 該当科目が次の表の第一欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について同表の第三欄に掲げる履修方法により同表の第四欄に掲げる時間以上行われるものであること。				
科目 (略)	範囲 (略)	履修方法 (略)	時間 (略)	作業環境について行うデザイン及びサンプリング	範囲 (略)	履修方法 (略)	時間 (略)	統計に関する基礎理論 ガス、蒸気及び粉じんの性質 単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）	、測定点及び試料採取時間の設定方法 個人ばく露測定（作業環境測定法第二条第三号に規定する個人ばく露測定をいう。以下同じ。）の対象となる労働者及び試料採取時

二				
(略)	(略)			
	(略)	(略)	単位作業場所及び測定点 の設定 個人ばく露測定 の対象となる労働者の設	間の設定方法 (略)
	)(略	)(略	)(略	)(略
	(略)	(略)	(略)	(略)
二				
(略)	(略)			
	(略)	(略)	単位作業場所及び測定点 の設定	(略)
	)(略	)(略	)(略	)(略
	(略)	(略)	(略)	(略)

（金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正）

第五条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和二年厚生労働省告示第二百八十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る有効な呼吸用保護具の選択方法等 第一条 削除	金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等 (溶接ヒュームの濃度の測定) 第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 試料空氣の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二 前号の規定による試料採取機器の装着は、金属アーク溶接等作業のうち労働者にばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業(以下この号において「均等ばく露作業」という。)ごとに、それぞれ、適切な数(二以上に限る。)の労働者に対して行うこと。ただし、均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空氣の採取が行われたときは、この限りでない。 三 試料空氣の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が金属アーク溶接等作業に従事する全時間とすること。 四 溶接ヒュームの濃度の測定は、次に掲げる方法によること。 イ 作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)

(傍線部分は改正部分)

3 (略) C P F_r (略) 特化則第三十八条の二十一第二項の測定における溶接ヒューム中のマンガンの濃度の測定値のうち最大のもの (単位ミリグラム毎立方メートル) この式において、P、F_r及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。 $P F_r = \frac{C}{0.05}$	(呼吸用保護具の使用) 第二条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第七項に規定する呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。
3 (略) C P F_r (略) 前条の測定における溶接ヒューム中のマンガンの濃度の測定値のうち最大のもの(単位ミリグラム毎立方メートル) この式において、P、F_r及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。 $P F_r = \frac{C}{0.05}$	(呼吸用保護具の使用) 第二条 特化則第三十八条の二十一第七項に規定する呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。 第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるる過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法 ロ 吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法

(第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部改正)

第六条 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和四年厚生労働省告示第三百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(有機溶剤の濃度の測定の方法等) 第一条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。) 第二十八条の三の二第四項(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。) 第三十六条の五において準用する場合を含む。以下同じ。) 第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるものは、個人サンプリング法において用いられる方法(作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。) 第十條第五項各号に定める方法をいう。以下同じ。) とす(削る)	(有機溶剤の濃度の測定の方法等) 第一条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。) 第二十八条の三の二第四項(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。) 第三十六条の五において準用する場合を含む。以下同じ。) 第一号の規定による測定は、作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。) 第十三條第五項において読み替えて準用する測定基準第十條第五項各号に定める方法によらなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、有機溶剤(特化則第三十六條の五において準用する有機則第二十八條の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合にあっては、特化則第二條第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤(次項において「特別有機溶剤」という。を含む。以下同じ。))の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。 一 試料空氣の採取は、有機則第二十八條の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の有機溶剤の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される有機溶剤の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数(二以上に限る。))の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において

(傍線部分は改正部分)

2 | 前項に規定する方法による有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合にあっては、特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下この項において「特別有機溶剤」という。）を含む。以下同じ。）の濃度の測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあっては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第二条 有機則第二十八条の三の二第四項第一号及び同条第五項第一号に規定する呼吸用保護具（第六項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 (略)

3 前項の有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二 (略)

三 測定基準第十四条第一項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における有機溶剤の濃度の測定値のうち最大の値

4 5 7 (略)

(鉛の濃度の測定の方法等)

第四条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の三の二第四項第一号ロに規定す

て試料採取機器を装着する方法により試料空氣の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空氣の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 | 前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあっては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第二条 有機則第二十八条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第六項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 (略)

3 前項の有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二 (略)

三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における有機溶剤の濃度の測定値のうち最大の値

4 5 7 (略)

(鉛の濃度の測定の方法等)

第四条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の三の二第四項第一号の規定によ

る厚生労働大臣が定めるものは、個人サンプリング法において用いられる方法とする。

(削る)

2 前項に規定する方法による鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第五条 鉛則第五十二条の三の二第四項第一号及び同条第五項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 (略)

3 前項の鉛の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる

る測定は、測定基準第十一条第三項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、鉛の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、鉛則第五十二条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の鉛の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される鉛の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数(二以上に限る。)の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第五条 鉛則第五十二条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 (略)

3 前項の鉛の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二 (略)

- 三 測定基準第十一条の二第一項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における鉛の濃度の測定値のうち最大の値
4 (略)

(特定化学物質の濃度の測定の方法等)

第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。）別表第三第一号3若しくは6又は同表第二号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物（次号において「特定個人サンプリング法等対象特化物」という。）の濃度の測定 個人サンプリング法において用いられる方法

- 二 令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物（以下「特定化学物質」という。）であつて、特定個人サンプリング法等対象特化物以外のものの濃度の測定 測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法
(削る)

場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二 (略)

- 三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における鉛の濃度の測定値のうち最大の値
4 (略)

(特定化学物質の濃度の測定の方法等)

第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。）別表第三第一号3若しくは6又は同表第二号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物（以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。）の濃度の測定 測定基準第十条第五項各号に定める方法

- 二 令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物（以下第八条において「特定化学物質」という。）であつて、前号に掲げる物以外のものの濃度の測定 測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法
2 | 前項の規定にかかわらず、特定個人サンプリング法対象特化物の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

- 一 試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当

2 前項に規定する方法による特定化学物質の濃度の測定は、測定基準別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。	3 前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。
第八条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号及び同条第五項第一号に規定する呼吸用保護具（第五項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。	第八条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第五項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。
2 (略) 3 前項の特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。	2 (略) 3 前項の特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。
一・二 (略) 三 測定基準第十条の二第一項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における特定化学物質の濃度の測定値のうち最大の値	一・二 (略) 三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における特定化学物質の濃度の測定値のうち最大の値
4 6 (略)	4 6 (略)

(粉じんの濃度の測定の方法等)

第十条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定 個人サンプリング法において用いられる方法

二 (略)

(削る)

2

前項に規定する方法による粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によらなければならない。ただし、第二号に掲げる方法による場合には、粉じん則第二十六条第三項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定

(粉じんの濃度の測定の方法等)

第十条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定 測定基準第二条第四項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法

二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の粉じんの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される粉じんの量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3

前二項に定めるところによる測定は、次のいずれかの方法によらなければならない。ただし、第二号に掲げる方法による場合には、粉じん則第二十六条第三項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期に校正を受

期に較正された測定機器を使用しなければならない。	3 第一項に定めるところによる測定のうち土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析法又は重量分析方法によらなければならない。	第十一條 粉じん則第二十六條の三の二第四項第一号及び同条第五項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。	2 (略) 3 前項の粉じんの濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。	一・二 (略) 三 測定基準第二條の二第一項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における粉じんの濃度の測定値のうち最大の値	4 (略)
けた測定機器を使用しなければならない。	4 第一項及び第二項に定めるところによる測定のうち土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析法又は重量分析方法によらなければならない。	第十一條 粉じん則第二十六條の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。	2 (略) 3 前項の粉じんの濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。	一・二 (略) 三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における粉じんの濃度の測定値のうち最大の値	4 (略)

（個人ばく露測定講習規程の廃止）

第七条 個人ばく露測定講習規程（令和六年厚生労働省告示第九十三号）は、廃止する。

附 則

（適用期日）

第一条 この告示は、令和八年十月一日から適用する。ただし、第七条及び次条から附則第四条までの規定は、令和八年九月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この条の適用の際現に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和八年厚生労働省令第百十六号。次条において「整備省令」という。）第十条の規定による廃止前の有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十四号）附則第三条第二項の規定による登録を受けている者については、第七条の規定による廃止前の個人ばく露測定講習規程は、令和八年九月一日から、当該登録を受けた日から起算して五年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

第三条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十二条第三項に規定する登録講習機関（整備省令附則第八条第二項の登録を受けた者を含む。以下「登録講習機関」という。）が、整備省令附則第九条第一項の規定により、令和八年十月一日前に、整備省令による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第六条第一項第五号イに規定する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する科目（以下「新個人ばく露測定講習」という。）を実施する場合にあつては、第一条の規定による改正後の作業環境測定士規程第三条の規定の例によらなければならない。

第四条 登録講習機関が、令和八年十月一日前に作業環境測定法第五条に規定する試験に合格している者に対して、新個人ばく露測定講習を実施する場合（前条に規定する場合を含む。）においては、第一条の規定による改正後の作業環境測定士規程第三条第一項の表作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るものの項中「呼吸用保護具の選択」とあるのは「呼吸用保護具の選択 労働安全衛生法、作業環境測定法、労働安全衛生法施行令、作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）、特定化学物質障

害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）、規則及び粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）中の関係条項並びに関係告示等中の関係条項」と、「八時間」とあるのは「九時間」と読み替えるものとする。

第五条 この告示の適用の際現に作業環境測定法施行規則第五条の二の登録を受けている同条に規定する大学等については、令和九年二月二十八日までの間、作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号に規定する該当科目について、第四条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法の規定にかかわらず、なお従前の例によることとができる。